

原環センター トピックス

RADIOACTIVE WASTE MANAGEMENT CENTER TOPICS

1997.6.NO.41

目次

放射性廃棄物の規制除外（クリアランス）レベルについて	①
各国の政策と計画	⑥
センターのうごき	⑧

放射性廃棄物の規制除外 （クリアランス）レベルについて

1. はじめに

平成9年1月14日に発表された「総合エネルギー調査会原子力部会報告書—商業用原子力発電施設の廃止措置に向けて—」では、解体廃棄物の処理処分に係る課題として、低レベル放射性廃棄物の処分の制度化（①トレンチ処分対象廃棄物の金属等への拡大、②大型金属の処理の技術基準、③現行政令の埋設濃度上限値を超える放射能濃度をもつ廃棄物の処分方策の確立）及び、放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物及び規制除外（クリアランス）廃棄物に係る制度化が挙げられている。

これを受けて原子力安全委員会では、5月27日に開催された第22回放射性廃棄物安全基準専門部会において検討を開始し、約1年の審議で結論を出す予定としている。

クリアランスレベルについては、原環センタートピックス（No.30,38）でも話題として紹介してきたところであるが、以上のような状況を踏ま

え、改めてここに紹介することとした。

放射性物質やその取扱い等によって受ける線量が極めて小さく、健康への影響、すなわち健康上のリスクが無視でき、それ以上の線量低減が不必要な場合には、放射線防護の規制に資源や費用を消費することは合理的ではないという考え方は一般的に正しいと考えられる。このような考え方を実現する方法として、放射線防護の規制除外（以下、単に「規制除外」という。）の概念の導入並びに、規制の対象から除くことが可能な放射能レベルの設定等が位置づけられる。

当初このような放射能または線量のレベルは、国際的にはデミニミス（De minimis、ラテン語で、検察官は些細なことに関与しないの意）と呼ばれていたが、その後、規制免除（Exemption：規制除外と訳されることもある。）や、クリアランス（Clearance from regulatory control）という用語が使われるようになった。これは、規制除外概念の解明が進み、よりの確な用語を使用するようになってきたためである。これらの用語の

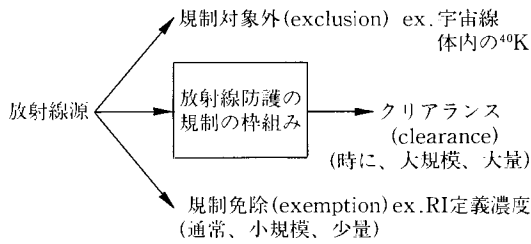


図1 規制除外等の概念

関係を図1に整理した。

2. 背景

クリアランスレベルの必要性の議論とその背景は、1980年代初期に、放射性廃棄物の海洋処分に関連して行われた検討までさかのぼる。当時は、放射性廃棄物の海洋処分が国際規制の枠組みの中で実施されていた。当時の国際規制では、高レベル放射性廃棄物の海洋処分は禁止されており、高レベル放射性廃棄物を定義する放射能濃度がIAEAによって示されていた。また、低レベル放射性廃棄物の海洋処分は、一般の廃棄物の海洋処分が一般許可の下で実施されていたのに対して、特別許可の下で実施する必要があった。ところが、低レベル放射性廃棄物の放射能濃度の下限値を定義しない限り、放射性廃棄物に対して要求される特別許可の適用範囲を明確にできないことから、IAEAで検討が開始されていたが、海洋処分そのものがモラトリアムから禁止へと推移する中で、検討自体も立消えとなっていた。

しかし、低レベル放射性廃棄物の海洋処分において放射能濃度の下限値を明確化する必要があるのと同様の理由で、陸地処分においても放射性廃棄物の濃度下限値（規制除外濃度）の検討がIAEAでやや遅れて開始され、規制除外の基本とすべき参照線量レベルについての検討も、ICRPやIAEAにおいて行われてきた。これらの検討の成果は、1980年代後半に相次いで報告書として出版された。

一方、アフリカにおける有害廃棄物等の不法移動および不法処分が報告されたのを受けて、1988年にアフリカ統一機構のサミット会議は、このような投棄処分の実施に対する国際的な措置を要請する決議を採択し、IAEAをはじめ、国連環境保護計画（UNEP）他の機関に対して、このような行為を防止する対策として適切なメカニズムの

確立を要請した。これを受けた形で、放射性廃棄物以外の有害廃棄物についての国際的越境移動および処分の管理に関するバーゼル条約が1989年3月に採択され1992年5月に発効している。

IAEAの方でもこれに関連する検討を1988年から開始しており、1990年9月のIAEA総会第34回通常セッションにおいて満場一致で「放射性廃棄物の国境を越える移動に関する実施コード」を採択している。同コードは、「放射性廃棄物の国境を越える移動が、国際的に受入れられた安全基準および各国の国内法、各種の規制・規則等に従わなければならない。」とし、「移動の実施にあたっては事前通告を行うとともに、当該廃棄物の発出国、受領国及び通過国の同意を得ること。」としている。同コードは条約のような法的拘束力を持つものではないが、全会一致で採択されたものであり、IAEA加盟各国は、この実施コードに従った政策的な行動を強く要請される。

放射性廃棄物の国境を越える移動に関する実施コードと規制除外との関連は、放射性廃棄物の定義にあり、同コードでは、各国の当局が設定した放射能レベルを上回る濃度の放射性核種を含むものとし、その放射能レベルについては、放射性廃棄物の国境を越えた移動に関する各国の所轄当局による合意が必要としている。IAEAにおいては、このような国際的合意の基礎となるべき検討を並行して実施してきており、中間報告として、技術文書「固体物質中の放射性核種のクリアランスレベルー規制除外原則の適用ーコメント用中間報告書」（TECDOC-855(1996)）が出版されている。

3. 規制除外の要件

規制除外の原則に関するIAEAの指針（IAEA安全シリーズNo.89（SS89）「放射線源および行為の規制上の管理からの除外に関する原則」）等に基づいて、規制除外の要件の基本的考え方を整理する。

SS89は、IAEAの基本安全基準（BSS：最新版は、IAEA安全シリーズNo.115（1996））に規定される届出、登録および許認可等の規制からの除外の原則について策定されたものである。

1) 規制除外の基本的要件

本来は放射線防護の規制の対象となる線源や行為を規制除外の対象とするためには、2つの要件

を満足する必要がある。

- ① 個人に対するリスクが規制対象とすることが適切でないほど十分に小さいこと。
- ② 規制のための費用を含めて放射線防護の観点から最適化されていること。

ここで、行為は“ある一定の目的を持った放射線被ばくを伴う1組の連係した継続する活動、あるいは類似したそのような活動のいくつかの組合せ”、また、線源は“実在物であってその取扱いや処分を伴う一連の活動が行為を構成するもの”と定義されている。

規制除外の行為例としては、極微量の放射性物質を含む製品の使用、販売、極微量レベル固体廃棄物の埋立地への処分や焼却処理、および施設の解体によって生ずる資器材の再使用または再利用等がある。この場合、上記の製品や廃棄物が線源に相当する。

2) 規制除外線量基準

規制除外の基準とすべき参照線量レベルについては、1985年のIAEA及びICRPの出版物に記述されており、両者とも、個人線量基準として $10\mu\text{Sv}/\text{y}$ のオーダーの値を勧告している。これは、個人にとって無視できるリスクレベルや、天然のバックグラウンド線量の変動と比較して十分小さい線量レベルとして導かれた数 $10\sim 100\mu\text{Sv}/\text{y}$ の値の約十分の一で、将来的に規制除外された線源からの影響が重畳したとしても、十分低い線量の範囲におさまるように設定されたものである。

したがって、1つの線源または行為が次の2つの条件を満足する場合は規制除外の対象とできる。

- ① 個人の受ける線量（線量が最大になる集団の平均線量）が約 $10\mu\text{Sv}/\text{y}$ を超えないこと。
- ② 放射線防護上最適化された選択肢の1つであること。

ただし、集団線量の算定結果が数人・Sv以下、または、連続する行為に対して、1年間の行為により預託される集団線量が約1人・Sv以下の場合、詳細な評価を行うまでもなく最適化されたものと結論できるとしている。

なお、以上の個人、集団線量に関する数値的な基準は、いずれも無視できる影響のレベルに関連するもので、放射線防護における線量限度とは意味することが異なることに留意すべきである。また、規制除外線量基準設定の考え方自体に、保守性が含まれており、基準値そのものが余裕を持つ

て設定されていると考えることができる。

3) 規制除外レベルの評価の考え方

上記の規制除外線量は、廃棄物等に含まれる放射性核種の濃度と直接的には対応しないので、規制除外の具体的な実施を可能とするためには、**規制除外線量を廃棄物等の放射性核種濃度に換算する必要がある。**

このために用いられる線量評価シナリオと評価モデル、パラメータについては、①規制除外される行為の特性および行為に伴う線源の特性、②線量の発生が考えられるすべての経路、③作業者と公衆の線量について考慮する必要がある。通常、これらの評価条件については、線量を過小に評価する可能性を小さくするため、保守的な想定がなされる。しかしながら、規制除外線量基準自体が、余裕を持って設定されていることを考慮すると、**全体的な評価上の裕度が保たれるように総合的に判断することが合理的と**考えられる。

なお、例えば、①年当たり規制除外される放射能の全量の制限、②処分場の指定・確認、③再利用用途の確認等の制度的バックアップは、必ずしも必要というわけではないが、評価条件の保守性を増強できる有効な手段と考えられる。

4) 規制除外レベルの評価例

TECDOC-855において提案されているクリアランスレベル（無条件）を表1に示す。この表にない核種については次式による評価が提案されており、複数の核種が存在する場合には、クリアランスレベルとの比（各核種濃度/各クリアランスレベル）の和が1を超えてはならないとしている。

規制除外濃度 (Bq/g)

$$= \text{Min.} \{ 1 / (E_{\gamma} + 0.1E_{\beta}), \text{ALI}_{\text{inh}} / 10^3, \text{ALI}_{\text{ing}} / 10^3 \}$$

ここで、各記号の意味は以下のとおりである。

$$\text{Min.} \{ a, b, \dots, n \} = a, b, \dots, n \text{の最小値}$$

$$E_{\gamma} = \gamma \text{線の実効エネルギー (MeV)}$$

$$E_{\beta} = \beta \text{線の実効エネルギー (MeV)}$$

$$\text{ALI}_{\text{inh}} = \text{吸入年摂取量限度 (Bq)}$$

$$\text{ALI}_{\text{ing}} = \text{経口年摂取量限度 (Bq)}$$

4. 他の国際機関における検討

規制除外レベルの国際基準については、IAEA以外に、OECD/NEA、EU (EC) においても換

表1 無条件クリアランスレベル評価値

濃度の範囲 (Bq/g)	放射性核種			代表値 (Bq/g)
0.1 ~ 1.0	Na-22	Cs-137	U-235	0.3
	Na-24	Eu-152	U-238	
	Mn-54	Pb-210	Np-237	
	Co-60	Ra-226	Pu-239	
	Zn-65	Ra-228	Pu-240	
	Nb-94	Th-228	Am-241	
	Ag-110m	Th-230	Cm-244	
1.0 ~ 10	Sb-124	Th-232		3
	Cs-134	U-234		
	Co-58	Ru-106	Ir-192	
10 ~ 100	Fe-59	In-111	Au-198	30
	Sr-90	I-131	Po-210	
	Cr-51	I-123	Ce-144	
100 ~ 1,000	Co-57	I-125	Tl-201	300
	Tc-99m	I-129	Pu-241	
	C-14	Fe-55	Tc-99	
1,000 ~ 10,000	P-32	Sr-89	Cd-109	3,000
	Cl-36	Y-90		
	H-3	Ca-45	Pm-147	
	S-35	Ni-63		

討されている。それぞれの検討の概要は以下のようである。

1) ECにおける検討

ECでは、加盟国の学識経験者からなる科学者グループの意見を聴取して、EC委員会が作成した「電離放射線の危険から一般公衆と作業員の健康を防護するための基本安全基準」を加盟国共通の放射線防護の基本原則としている。

IAEAが、BSSの規制除外の検討を行っているのと同様に、ECにおいても、規制除外により再利用された物品がEC域内を流通すると考えられることから、ECの基本安全基準からの規制除外の統一的検討が上記の枠組の中で行われている。年間1万トンの再利用を前提に、IAEAの規制除外線量基準と同じ条件から導いた、鉄の再利用および再使用に関する規制除外濃度および表面密度の基準値を1988年に勧告している(表2)。

表2 鉄スクラップ再利用のクリアランスレベル

放射性核種の種類	放射能濃度のクリアランスレベル	表面汚染密度のクリアランスレベル
β, γ	1 Bq/g (a)	0.4 Bq/cm ² (b)
α	なし (c)	0.4 Bq/cm ² (d)

(a)1,000kgを超えない重量で平均した濃度。

単品で10Bq/g以内。

(b)触れることのできる表面の遊離汚染。

表面のいずれの300cm²についても。

(c)値は勧告されていない。

(d)表面のいずれの300cm²についても。

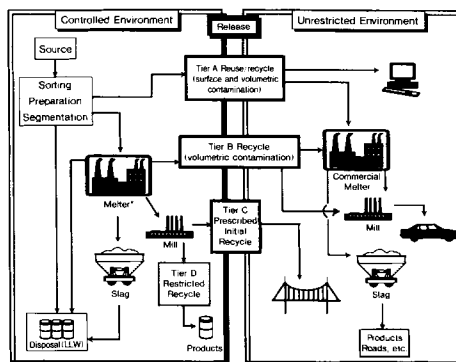


図2 原子力施設からの物質の管理フロー案

3) OECD/NEAにおける検討

1992年には、デコミッションングに関する協力計画(1985年発足)の枠内に「原子力施設からの物質の再利用および再使用の検討のためのタスクグループ」が設立され、再利用および再使用に関する基準の検討等が行われた。IAEAやECの検討では放射線によるリスクのみが考慮されていたのに対し、OECD/NEAタスクグループでは、放射線以外のリスク要因も考慮している点が特徴的である。

本検討では図2に示すように、放射能レベルに応じてA~Dの4段階の再利用、再使用のフローが想定され、放射能レベルに応じた段階的管理手順により、再利用可能量の拡大を図ることとしている。すなわち、放射線管理対象外の一般の環境に直接放出される最も放射能レベルの低い段階(A)のほかに、放射線管理下での溶融を条件とする(B)、あるいは、一般の環境での用途を限定する(C)ことによって、より高いレベルの資材を再利用可能としている。さらに、D段階のものは、放射線管理下での再利用のみが想定されている。

上述のように、IAEAの基本方針は、核種ごとに最終的な措置の方法に無関係な単一の無条件規制除外濃度を与えるというものであるが、OECD/NEAやECの検討の流れは、一部条件付きにして緩和された濃度基準も与え得るとする柔軟な規制を指向している。

5. 海外諸国における規制除外の事例

規制除外に関する国内的な規制や制度をすでに制定、実施している国もある。実施例の多くは、原子力施設の解体に関連したものである。解体物を放射線管理の規制から除外するためには、各国とも管轄当局への報告とその事前認可を必要とするが、規制除外のために必要とされる手続きや基準は、国によって多少異なる。

1) 英国

英国では、1986年に放射性物質（低レベル放射能物質）規制除外令（行政機関命令No.1002）によって、 0.4Bq/g 以下の放射能濃度の固体物質については放射能とみなさずに取扱える規則が制定された。この規制除外は、規制当局の王立汚染検査局（HMIP）の認可と監視を必要とする。

Capenhurstガス拡散プラントの解体によって発生した数万トンのアルミ、鋼鉄等が、1993年までに規制除外令に従って一般のスクラップ市場に出されている。放射能濃度が十分低いために、これらの金属は溶融することを必要条件とはしないが、実際には大部分が溶融される。また、同プラントの解体から、 0.4Bq/cm^2 以下のコンクリート解体片が約46,000トン発生し、これも規制除外令の下にサイト外に放出され路盤材等に使用されている。

2) ベルギー

ベルギーの表面密度の規制除外レベルは、ECの勧告値（表2）と同一レベルで、 β/γ 核種では、 0.4Bq/cm^2 、 α 核種では 0.04Bq/cm^2 としている。

これに基づいてEurochemic再処理工場の解体から発生した18トンの鋼鉄が除染されて、スウェーデンのStudsvik研究所に送られ、一般市場で再利用できるインゴットに鑄造される。さらに、309トンが同様の処理を受ける計画である。

3) ドイツ

ドイツでは、放射線防護委員会によって、表面密度と放射能濃度の基準値（ 0.37Bq/cm^2 および 0.33Bq/g 、Co-60相当）の両方が満たされることが要求されている。

約8,000トンの金属（ステンレス鋼、軟鉄、銅および復水器の真鍮）がGundremmingenの250 MWeのBWR（KRB-A）の解体で規制除外された。

KRB-Aの解体によって発生したコンクリート片は、放射能濃度に応じて5つの区分に分類され、低い方から3つの区分は、規制除外して一般の埋立地で処分することが認められた（表3）。

表3 KRB-Aのコンクリート廃棄物の区分

汚染区分	放射能濃度 (Bq/g)	重量 (kg)	処分方法
I	0.37	9699	小計18,727kg
II	1.0	4894	通常の埋立処分場への処分
III	2.0	4134	
IV	5.0	7720	小計10,447kg 放射性廃棄物
V	>5.0	2757	

6. わが国における検討状況

わが国においても、規制除外レベル設定の基本的考え方とその適用方針等について、原子力委員会や原子力安全委員会等で検討され、規制除外線量のガイドが定められたが、廃棄物や再利用等のレベルについては今後の課題である。

1) 放射性固体廃棄物の規制除外線量

放射線審議会基本部会は、「放射性固体廃棄物の浅地中処分における規制除外線量について」（昭和62年12月）において、わが国の浅地中処分における規制除外線量基準は、公衆の個人の線量として $10\mu\text{Sv/y}$ が妥当としている。この線量基準とその基本的考え方は、廃棄物の規制除外や再利用基準の設定の基礎ともなるとされている。

2) 固体廃棄物の規制除外濃度レベル

固体廃棄物の規制除外濃度は、放射性廃棄物の安全規制の「基本的考え方」に基づいて次のように設定されることが考えられた。

- ① 規制除外濃度は廃棄物の種類（形態）ごと

に、処分による線量評価モデル、評価パラメータを適切に設定し、処分された廃棄物に起因する線量が規制除外線量となる放射能濃度を計算することによって評価される。

その際、自然界に定常的に存在する放射性核種の濃度も参考にすることが考えられる。

- ② 規制除外濃度は放射性核種の種類ごとに計算され得るが、放射性核種のグループごとにまとめて設定し、有意な単位数量当たりの値として基準値を定めるのが実際的である。

この規制除外濃度については、原子力安全委員会が今後具体的な検討が行われることになる。

7. おわりに

以上に述べたように、国際的には、固体廃棄物の処分や再利用についての規制除外濃度基準に関する指針類が整備されてきている。また、原子炉施設の解体廃棄物等に関して、これらの基準に準じた運用等を実施している国もある。

今後わが国でも、規制除外濃度基準が検討されていくことになるが、IAEA等の国際基準のコンセンサス形成過程と並行して、わが国における適用が円滑に導入できるよう、濃度基準値の実際の運用に係る周辺の課題についても周到な検討・準備を進めておくことが望まれる。

(山本正史)

各国の政策と計画

1997年3月に開催されたOECD/NEAのRWMC(放射性廃棄物管理委員会)に提出された現状報告書²⁾に基づき簡単に紹介する。

日本

原子力エネルギー政策について広く公衆の理解を得るため、原子力委員会は1996年3月原子力政策円卓会議を開催した。高レベル廃棄物の処分については、社会的問題等広範な問題を議論する高レベル放射性廃棄物処分懇談会が発足した。研究開発計画については、原子力バックエンド対策専門部会が2000年までに予定されている第二次報告書に向けて研究開発指針案を作成し一般からの意見聴取を実施した。

低レベル廃棄物の浅地中処分の第二次埋設の許認可手続きが1997年1月に開始された。

オーストラリア

低汚染土壌約2,000m³を含めRI廃棄物約3,300m³が約50ヶ所に貯蔵されている。上院に放射性廃棄物に関する委員会が設けられた。

SYNROCの研究開発は続行されており、米国のLawrence Livermore研究所との契約で過剰核兵器の処理法評価プロジェクトに参加している。

カナダ

1996年7月放射性廃棄物の処分方針についての政策が示された。使用済燃料の環境影響評価書の公聴会が1996年3月開始された。公聴会はPhase 1「広範な社会的問題」Phase 2「技術的問題」Phase 3「地元での公聴会」に分けて実施された。

低レベル廃棄物の約80%はOntario Hydro社からのものである。同社は処分オプションの評価チームを作り、2015年操業開始を目指して共同処分場の開発を進めている。

米国

kWh当たり1.0millの処分料金は1996年末現在7.9billionドル積み立てられ、そのうち約5.3billionドルが地層処分の当面の課題に使われた。

Yucca Mountainの試験施設の地下ループの約90%が完成した。DOEの処分場立地指針(10CFR 960)の改訂案が告知された(FR Dec.16,1996)。この改訂では個々の条件について評価するのではなくシステム全体の性能を評価するようになっていく。また、NRCは専門家の見解の利用法についての指針を作成した(NUREG-1563)。EPAの新環境基準は1997年秋に公式に提案公表されることになっている。

放射性廃棄物(使用済燃料)の引き取り、貯蔵、輸送については商業的アプローチの案が公表され意見募集が行われている。ガラス固化プラント(Savannah River及びWest Valley)では1997年3月までに170本の固化体が製造され貯蔵されている。

DOEはWIPP処分場の性能評価についてOECD/NEA-IAEAによる協同Reviewを委託した。

英国

Nirexは深地下処分場の候補サイトとしてSellafieldサイトに重点を置いて調査を進めるこ

とし、岩盤特性調査施設を掘削することを提案している。放射性廃棄物管理委員会（RWMAC）は1996年1月Nirexの提案に大筋賛成した。しかし、この建設計画はCumbrian州議会で否決され、環境大臣に上告された。（その後の情報によると環境大臣はこの計画を却下した。）

スウェーデン

1996年末までにCLABには約2,500トンの使用済燃料が貯蔵され、SFRには約21,000m³の低レベル廃棄物が処分された。

使用済燃料の処分場の立地を円滑に進めるため地元諸団体や州当局との調整を行う調整官が任命された。従来Stockholmの南約100kmのNyköping及び北約150kmのÖsthammarでの調査が行われてきたが最近北部のGällivare州での調査が加えられた。

使用済燃料の処分に関連する基準整備が進められており、本年（1997年）中にはClearanceレベルの新基準が決められる予定である。

フィンランド

使用済燃料の処分を担当する新会社Posiva Oyが1996年1月事業を開始した。3つの処分候補サイトRomuvaara、Kivetly、Olkiluotoに加えて1997年度からはLoviisa原子力地域のHästhölenサイトが調査対象となった。2000年サイト決定を目標に調査が進められ、1998年度末には環境影響評価書が完成する予定である。

低中レベル廃棄物処分場については、Olkiluoto処分場（1992年操業開始）とLoviisa処分場（1998年操業開始を目標に建設中）がある。地質の関係から前者はサイロ型であり、後者はトンネル型である。

ノルウェー

Himdalen低中レベル処分場の建設が1997年2月に許可された。

スイス

原子力発電は1996年再び記録的レベルに達した。総発電電力量の約43%に達し、前年比4%増であった。

高レベル廃棄物の貯蔵及び低レベル廃棄物の処理機関ZWILAGの貯蔵部門の建設操業許可が1996年8月におり、1997年1月基礎工事が行われた。

低レベル廃棄物処分場Wellenberg処分場については、住民投票で敗れた主な理由であるモニタリング、管理及び回収可能性について詳しい検討

が進められた。試験トンネル建設に向けての初期段階の計画が進められ、当局からはこれまでの特性調査について肯定的な評価結果が公表された。

高レベル廃棄物の地層処分については、Benken（粘土質）での深層（800m）ボーリング調査について1997年2月地元の了承が得られた。結晶質岩オプションについては新サイトでの深層ボーリング調査計画が進められた。なお、Grimsel岩盤研究施設では多くの国際協力研究が進行している。

スペイン

極低レベル廃棄物の扱いについては、ケースバイケースで検討されている。

低レベル廃棄物処分場El Cabril処分場は順調に操業されており、1996年末までに7,000m³が処分された。

高レベル廃棄物については、中間貯蔵により処分場のスケジュールに柔軟性を持たせる計画が進められている。発電所内での貯蔵についてはラックの改造、一部発電所では輸送貯蔵両用金属キャスクの導入が検討されている。これらの方法で発電所の寿命分の使用済燃料の貯蔵量が確保される。集中中間貯蔵については、ENRESAの検討結果が1997年末には出る予定である。

地層処分場については、2000年までに法律の枠組み策定、2005年までにサイト固有の調査、そして2010年には建設が開始される予定である。

ベルギー

低レベル廃棄物処理施設Cilvaでは、廃棄物の処理が進行している。また、海外再処理に伴う返還高レベル廃棄物については、受け入れ準備が整っている。

NIRAS/ONDRAFはAltsurfと名づけた放射性廃棄物長期管理法を比較する評価研究が進められており、1997年中には結果が報告される予定である。

イタリア

EUREXプラントの未処理廃液200m³はガラス固化することに決まり、フランスのSGN社を含む企業グループとの契約手続きが進んでいる。

セメント固化プラントSIRTEでは1995年5月操業開始以来約80%の低レベル廃棄物が固化された。

ハンガリー

新政治体制にあわせて1997年6月原子力法が改訂される。主な改訂は財政責任についてである。

低中レベル廃棄物の処分には1976年以来

Püspöksziláýの浅地中処分場が使われている。

IAEA

規制する必要のないレベルについて国際的な基準を設けることが、原子炉の解体の分野等で緊急の課題となっている。「exclusion」「exemption」「clearance」「authorized release」の定義等を主な議題として1997年5月特別会合がViennaで開催される。

EC

放射性廃棄物管理の分野での活動計画の中で、旧ソ連を含む中東地域の国との協力を発展させることが重要な位置づけとされた。また、公衆への情報の普及に関する問題にも重点が置かれている。

1998年には公衆への情報の普及とPAに関するWork shopの開催が計画されている。

1998-2002年の研究計画の作成が進められている。その主な分野は、「廃棄物処分の安全評価」「地下研究施設でのフィールドテスト」「基本的現象に関する研究」「原子力施設の解体」の4項目である。解体関連分野では、1997年6月スウェーデンNyköpingで解体金属廃棄物の溶融処理とリサイクルに関するセミナーが開催される予定である。

(中村治人)

1)RWMCに出席した原研の村岡氏より入手した。

センターのうごき

第42回 理事会 開催

平成9年3月14日(金)第42回理事会が開催され、平成9年度事業計画及び収支予算が承認されました。(主務大臣の承認は平成9年3月31日付け)。

また、役員人事については、次のとおり異動がありました。

区 分	退 任	新 任	役 職
常勤理事 (専務理事)	小林正孝	廣瀬定康	前(財)発電設備技術検査協会 専務理事
常勤理事		濱田茂宏	(財)原子力安全技術センター 常務理事
非常勤理事	荒井利治	可児次郎	日本ニュクリア・フュエル(株) 取締役社長
非常勤監事	杉山和男	杉山弘 外門一直	電源開発(株)取締役社長 電気事業連合会副会長

特定公益増進法人であることの証明の更新

平成9年3月31日付けで主務大臣から特定公益増進法人の証明を受けました。

平成9年度に推進する調査研究等の課題

当センターは平成9年度事業計画に基づき

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ①低レベル放射性廃棄物の処理処分に関する調査研究 | 15件 |
| ②高レベル放射性廃棄物、TRU廃棄物等の処理処分に関する調査研究 | 16件 |
| ③ウラン廃棄物の処理処分に関する調査研究 | 3件 |
| ④放射性廃棄物の有効利用に関する調査研究 | 3件 |
| ⑤放射性廃棄物の処理処分全般にわたる調査研究等 | 4件 |

計、41件の調査研究等を実施する予定です。

編集発行

財団法人 原子力環境整備センター
〒105 東京都港区虎ノ門2丁目8番10号 第15森ビル
TEL 03-3504-1081 (代表) FAX 03-3504-1297